

育児休業中の利用調整に関する申立書

年 月 日

私は下記の内容を理解した上で、保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、点数を減点して利用調整（入園選考）して差し支えありません。

育児休業取得者名

記

- 本来の点数から減点して利用調整します。
- 点数を減点して利用調整した結果、希望施設が欠員等により利用可能となった場合には、内定となります。内定しなかった場合には、入所保留通知書を発行します。
- 内定を辞退した場合、次月以降の利用調整に影響があります。また、内定を辞退した月には入所保留通知書は発行しません。
- 減点せずに本来の点数で利用調整を希望する場合は、入園希望月の前月5日まで（5日が日曜・祝日にあたる場合は、翌開庁日）に、省略した書類を子ども総合窓口へご提出ください。ただし、1月から3月までの入園にかかる締め切りは、4月申請の一次受付の締め切りと同様です。
- 本書類をご提出いただくことで、下表のとおり一部書類の提出を省略できます。

書 類	備 考
教育・保育給付認定申請書兼利用調整申込書	表裏すべて省略できません。
保育施設に関する誓約書兼同意書	省略できます。
世帯調書	省略できます。
児童調書	省略できます。
就労証明書	省略できません。 保護者それぞれの証明が必要です。
所得を証明する書類（海外での収入があるか たのみ）	省略できます。
住居の賃借契約書等（転入予定のかたのみ）	省略できません。また、世帯調書裏面の 「転入予定のかた」にご記入のうえご提 出ください。
申込児童の健康保険証などの写し （転入予定のかたのみ）	省略できません。
マイナンバーカードまたは通知カード （転入予定のかたのみ）	省略できません。
本人確認書類の写し（郵送申込の場合のみ）	省略できません。
育児休業中の利用調整に関する申立書	本紙
その他必要書類	省略できます。